

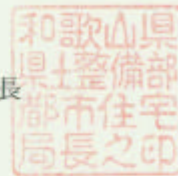


都 政 第 3 5 7 号

平成22年 3月29日

(社)和歌山県宅地建物取引業協会 様

和歌山県県土整備部都市住宅局長



橋本都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物の
容積率、建ぺい率及び各部分の高さの限度の変更指定について

このことについて、建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第1項第6号、同法第53条第1項第6号、同法第56条第1項第2号二及び同法別表第3の5の項（に）欄の規定に基づき、次のように定め、平成22年4月1日から施行しますので通知します。

新たに指定する区域	法第52条第1項第6号の規定により定める数値 (容積率)	法第53条第1項第6号の規定により定める数値 (建ぺい率)	法別表第3の5の項(に)欄の規定により定める数値 (道路境界線からの距離に 乗ずる数値)	法第56条第1項第2号二の規定により定める数値 (隣地境界線 からの距離に 乗ずる数値)
橋本市隅田町垂井字岩倉の一部、 字榎木塚の一部、字庵崎の一部 及び中島字高尾添の一部の区域	10分の20	10分の6	1.25	1.25

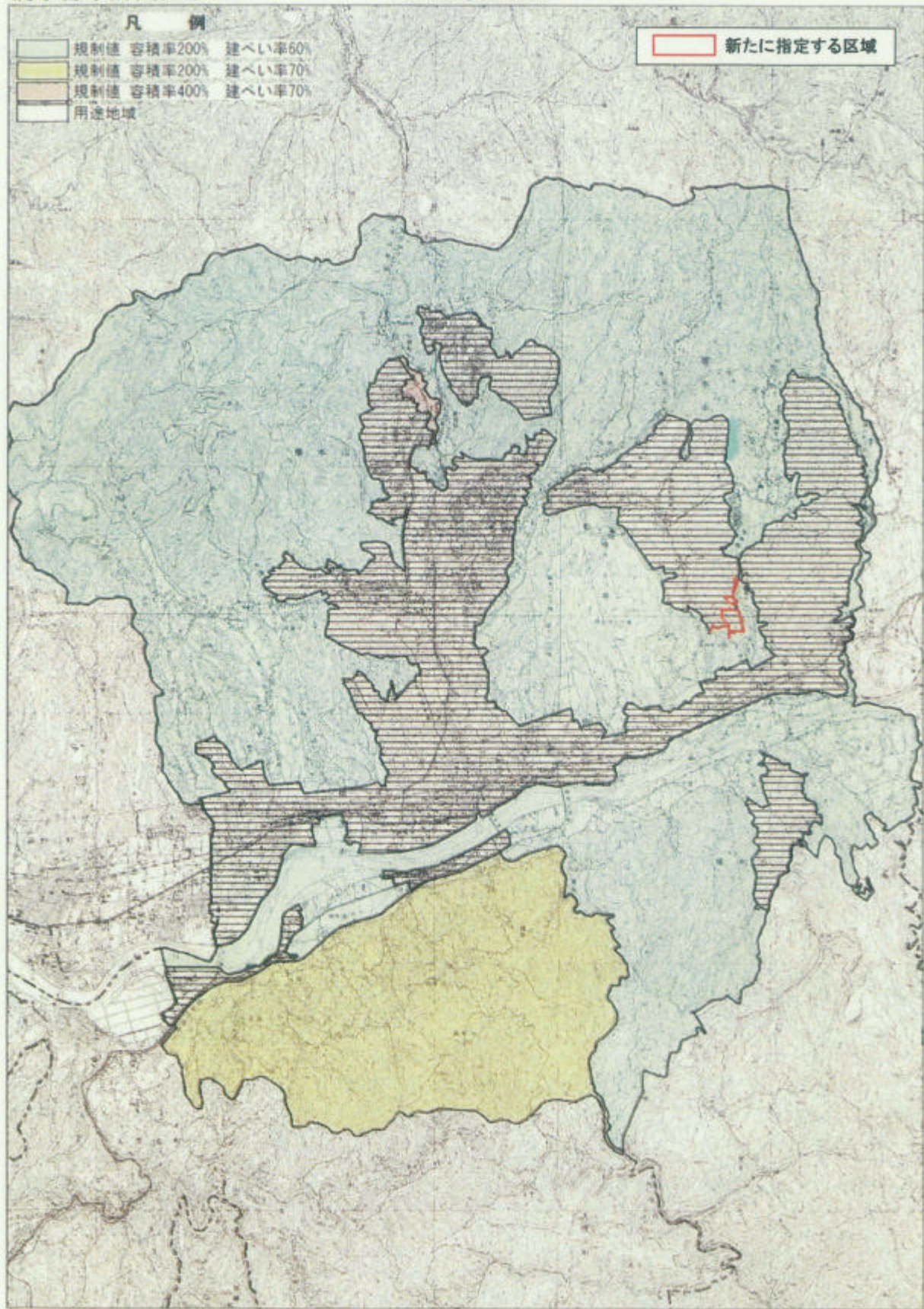
橋本都市計画区域

区分規制図

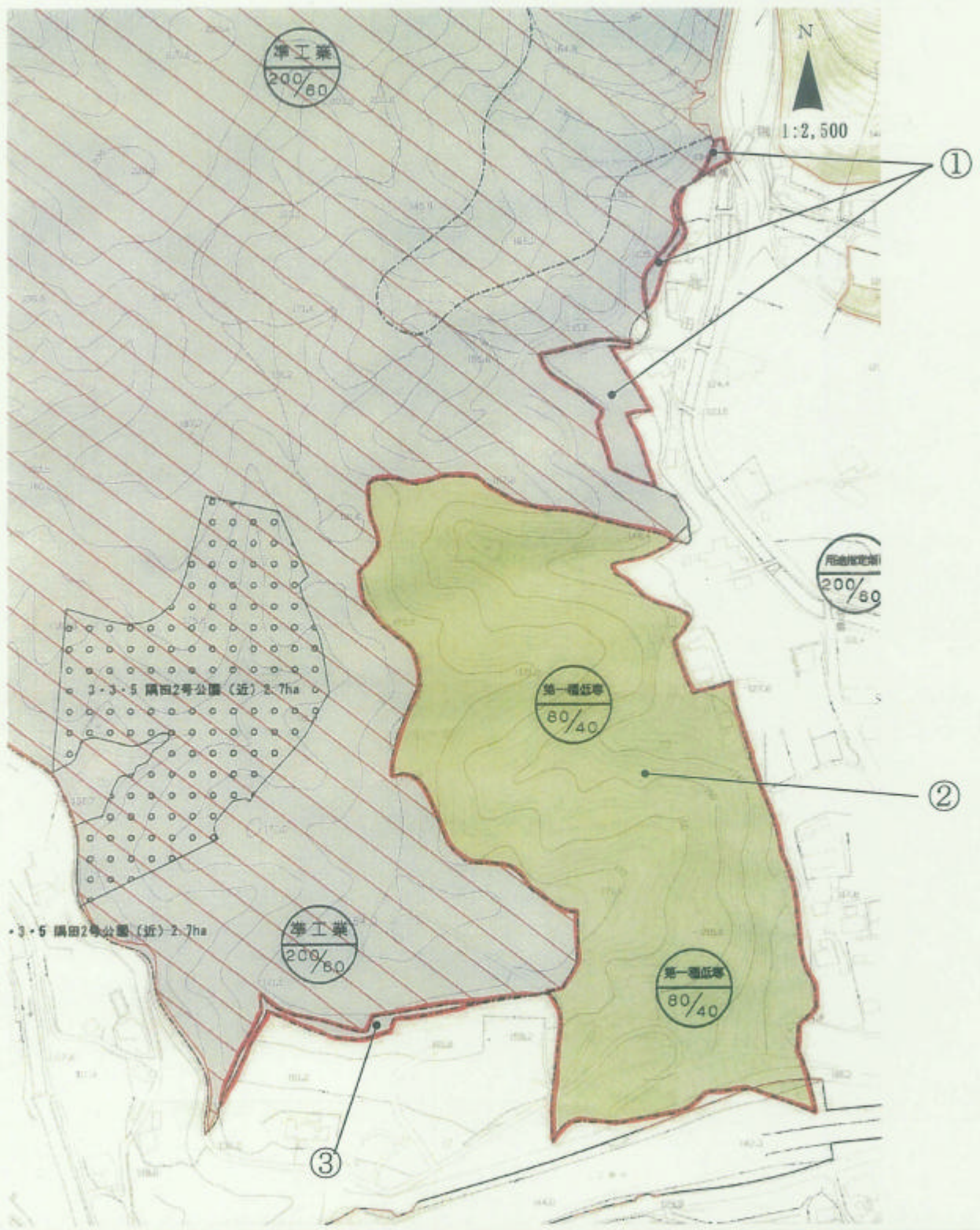
凡 例

- 規制値 容積率200% 建ぺい率60%
- 規制値 容積率200% 建ぺい率70%
- 規制値 容積率400% 建ぺい率70%
- 用途地域

新たに指定する区域



1:60,000



番号	所在	面積	用途地域	建築規制				
				容積率	建ぺい率	道路斜線	隣地斜線	
①	隅田町垂井字岩倉	0.4 ha	変更案	指定なし	200	60	1.25	1.25
			現行	準工業地域	200	60	1.5	2.5
②	隅田町垂井字岩倉、 字榎木塚、字庵崎	7.4 ha	変更案	指定なし	200	60	1.25	1.25
			現行	第一種低層住居専用地域	80	40	1.25	—
③	隅田町中島字高尾添	0.1 ha	変更案	指定なし	200	60	1.25	1.25
			現行	準工業地域	200	60	1.5	2.5